平成２１年（フ）第２３０８９号
東京都墨田区東向島６丁目53―３―304
破産者　今井　和幸
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２８６号
東京都文京区本郷３―23―５―703、住民票上の住所神奈川県川崎市麻生区王禅寺東１丁目28―18
破産者　野村まゆみ
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２８７号
神奈川県川崎市麻生区王禅寺東１丁目28―18
破産者　野村　秀朗
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０９８号
東京都台東区松が谷２丁目20番16号
破産者　株式会社ベルテック
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０９９号
東京都北区上中里２丁目38―17
破産者　長谷川武史
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６４６号
東京都北区浮間３丁目11―30―408
破産者　倉田　静志
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４６号
埼玉県川越市大字古谷上5352―２
破産者　古山　直之
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６５号
長野県伊那市高遠町藤沢2295番地
破産者　株式会社ウィルプロジェクト
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４６６号
長野県伊那市上新田2517―１―302
破産者　金井　裕史
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０４号
東京都江東区新大橋２丁目５番３号
破産者　株式会社Ｇｅａｒ’ｓ
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６４号
東京都新宿区百人町１丁目22番１号　ＮＳＫビル301
破産者　株式会社スタッフ・ワン
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２２１号
東京都江戸川区鹿骨４丁目23―17―101
破産者　関口　和博
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２２２号
東京都江戸川区鹿骨４丁目23―17―101
破産者　関口美枝子
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８８１号
東京都江東区木場５丁目８番３号
破産者　有限会社共立伸栄
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９５７号
東京都大田区南馬込２丁目27―13―204
破産者　神山　英嵩
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３９７１号
東京都墨田区吾妻橋３丁目１―７―301
破産者　鹿島　曙生
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４４２６号
埼玉県春日部市小渕137―１　春日部サンハイツ１―309
破産者　部田　幸司
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５０１号
東京都千代田区神田和泉町１丁目７番12号
破産者　株式会社メルトキング
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５０２号
千葉県松戸市中根長津町45―２　ジュネパレス松戸第119―402
破産者　辻木　冨藏
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５０３号
千葉県松戸市中根長津町45―２　ジュネパレス松戸第119―402
破産者　辻木　哲雄
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６２９号
東京都中央区新川２―22―７　アムス八丁堀Ⅱ502、住民票上の住所東京都杉並区方南２丁目３―４―405
破産者　今瀬　徳一
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６８０号
東京都大田区上池台１丁目10番７号
破産者　合資会社パシモン
1　決定年月日　平成22年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部